子ども・子育て支援新制度における
幼稚園・こども園 利用のてびき
（１号認定　教育標準時間認定）

【令和９年度 新規申込者用】

みなかみ町子育て支援課

教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園）などの利用には、
教育・保育給付認定の申請が必要です。

利用のてびき　目次

１．教育･保育給付認定の区分　P.1	５．町内の教育保育施設一覧･受付期間　P.3
２．利用申請(申込)書類　P.2	６．幼稚園型一時預かり保育事業について　P.4
３．教育･保育給付認定を受けると　P.2	７．実費徴収に伴う補足給付事業　P.4
４．利用者負担額等について　P.3	８．その他の保育サービス　P.4

1.　教育・保育給付認定の区分

区 分	年 齢	状 況	教育・保育施設
１号認定 ・教育標準時間認定	満３歳以上	教育のみ必要な方	認定こども園、幼稚園 （※）
２号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満３歳以上	保育が必要な方 （保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な方）	認定こども園、保育所
３号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満３歳未満	保育が必要な方 （保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な方）	認定こども園､保育所 地域型保育事業

（※）新制度へ移行しない幼稚園を利用する方は、申請の必要はありません。

● みなかみ町に住民登録がある保護者は、町外の施設等を利用する場合でも、みなかみ町へ申請が必要です。

● みなかみ町外に住民登録がある保護者は、住民登録がある市町村で申請してください。みなかみ町から入園途中に転出した場合も転出先で新たに申請が必要です。

※　２号・３号認定を受けて保育園等を利用希望する方は、
「保育園・こども園　利用のてびき（２号・３号認定）」をご確認ください。

２． 利用申請(申込)書類

利用希望の幼稚園等の教育施設へ、必要な下記書類を受付期間中に直接お持ちください。(受付期間は、P.3「５．町内の教育・保育施設一覧・受付期間」をご覧ください)

◆ **「教育・保育給付認定申請書」**
◆ **「入園願書」又は「利用申込書」(他、園で必要な添付書類)**
◆ **本人確認用書類**
　○ **申込者本人が提出する場合**
　　・マイナンバーカード又は通知カードと運転免許証等の提示
　○ **代理人（申込者以外 配偶者も含む）が提出する場合**
　　・「委任状」の提出、申込者のマイナンバーがわかるものの提示
　　・代理人のマイナンバーカード又は運転免許証の提示

３． 教育・保育給付認定を受けると

◆ 利用する教育・保育施設を通じて、町が申請書を受け付けた日から 30 日以内に「教育・保育給付認定通知」が入園する園を通して送付されます。

ただし、令和９年４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、(令和８年９月から 12 月までに提出された認定申請については）結果は入園内定後、令和８年 12 月末頃に通知されます。

なお、認定の内容（住所、氏名、世帯構成等）に関する変更があった場合は、子育て健康課に変更届（又は変更申請）を行ってください。

◆ 保護者がみなかみ町から転出した場合、転出先の市町村で新たに認定の申請が必要になります。

また、公立の１号認定の児童は、みなかみ町から転出してしまうと、原則継続利用ができません。

新制度へ移行した幼稚園等の利用の流れ

１　幼稚園等に直接「利用申込み」をします
↓
２　幼稚園等から「内定」を受けます
↓
３　幼稚園等を通じて利用のための「認定申請」をします
↓
４　幼稚園等を通じて市町村から「認定通知書」が交付されます
↓
５　幼稚園等と「利用契約」を結びます

入園（利用開始）※１，３を同時に申請しても可。

４． 利用者負担額等について

◆ １号認定の保育料は、幼児教育・保育の無償化により無償となっています。
ただし、給食費や教材費等施設で必要な実費分の費用がかかります。
（各施設で給食費等は異なりますので詳しくは各利用希望施設にご確認ください）

◆ 次にあてあまる児童については、給食費のうち副食費(おかず、おやつ等の費用)が免除されます。

・年収 360 万円未満相当の世帯
・小学３年生までの範囲で、最年長の子から数えて３人目以降

◆ 保育料は無償ですが、保護者の市町村民税の合算により算定される「利用者負担階層区分」を決める必要があります。市町村民税の申告を必要とする保護者で未申告の方がいらっしゃいましたら、申告を行ったうえで、施設を利用してください。

また、父母以外の扶養義務者（同居祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、父母以外の扶養義務者（家計の主宰者） の市町村民税額を含めて利用者負担階層区分を決定します。

（参考）みなかみ町　1号認定の利用者負担階層区分

階層区分	
1	生活保護世帯
2	市町村民税非課税世帯
3	市町村民税所得割課税　77,100円以下
4	市町村民税所得割課税　211,200円以下
5	市町村民税所得割課税　211,201円以上

５．町内の教育・保育施設一覧（1 号認定利用者用）・受付期間

町内施設の ３ 園は、入園児全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行う、「幼保連携型認定こども園」です。

次年度の申込について、希望する施設の受付期間中に必要書類を施設に直接持参し、お申し込みください。

また、新規入園希望者向けに説明会を予定していますので、是非ご参加ください。

◆ 私立水上わかくりこども園　住所：湯原 985　☎　７２－４１２０
入園希望者向け説明会　９月３日(木)　午後 3:00　～ 水上わかくりこども園にて
申込受付期間：令和８年９月 16 日～９月 18 日　午前９：00 ～ 午後５：00

◆ 町立にいはるこども園　住所：須川 774-1　☎　６４－０９３１
入園希望者向け説明会　９月３日(木)　午後 3:00 ～ にいはるこども園にて
申込受付期間：令和８年９月４日～９月 11 日　午前９：30 ～ 午後４：00　※土日祝日を除く

◆ 私立つきよのこども園　住所：月夜野 464　☎　２５－８４００
入園希望者向け説明会　９月３日(木)　午前 10:00 ～ つきよのこども園にて
申込受付期間：令和８年９月４日～９月 30 日　午前９：00 ～ 午後５：00　※土日祝日を除く

６．幼稚園型一時預かり保育事業について

町内各こども園では、一時的に保育を必要とする在園児が教育時間の前後又は、長期休業日等に利用できる預かり保育を実施しています。

実施内容は各施設により異なっていますので、利用方法や保育料などは施設に直接お問い合わせください。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化により、父母の就労などの理由による当事業の利用は、利用料が還付の対象となる場合があります。還付の対象となるには別途申請が必要となります。

詳しくは、入園が内定した後、内定した保育施設や役場子育て健康課までお問い合わせください。

７．実費徴収に伴う補足給付を行う事業について

１号認定の保育料は無償ですが、給食費や遠足代、教材費等施設で必要な実費相当分を負担していただきます。

費用について、生活保護世帯を対象に一部費用を町が負担する制度がありますので、生活保護世帯に該当する方は、ご相談ください。

令和８年度助成額 … 教材費･行事費等　１人当たり月額 2,700 円まで

※　施設によって費用のかかるものが異なります。

８．その他の保育サービス

事業名	内容	実施施設 問い合わせ先	利用方法
一時保育	・短期の就労、病気、その他私的な理由でお子さんを一時的に保育できないときに利用できます	にいはるこども園 ☎６４－０９３１ つきよのこども園 ☎２５－８４００ 水上わかくりこども園 ☎７２－４１２０	直接施設に申し込む (事前に申請が必要です)
ファミリーサポートセンター事業	・相互援助によりお子さんの送迎や一時的な預かりなど、子育ての援助を登録者にお願いできる事業です	特定非営利活動法人 尾瀬なでしこの会 沼田市ファミリー サポートセンター ☎２２－２４４７	事前登録が必要です

お問い合わせ先：みなかみ町子育て支援課　子育て支援係

〒379-1393　利根郡みなかみ町後閑３１８

℡　０２７８－２５－５００９（課直通）

【教育・保育給付認定申請書　記入例】

- 「児童の世帯」欄には、同一生計の者及び同居者を全て記入してください。
- 「祖父母の状況」は、別居でも全てご記入ください。

（　表　）

様式第１号（第２条、第５条関係）

教育・保育給付認定申請書

令和　〇年 〇月 〇日

みなかみ町長　様

申込者（保護者）　**群馬　太郎**

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。また、みなかみ町が、施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）および世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

	氏　　名	生年月日	年齢	性別	障害者手帳の有無
申請に係る小学校就学前の子　ども	（ふりがな）ぐんま　はなこ **群馬　花子**	平・令 〇年〇月〇日生	3	男・(女)	有・(無)
	何人きょうだいの何番目のお子さんですか	**3**人きょうだいの**3**番目			
保護者住所・連絡先	（住所）**みなかみ町後閑〇〇××**		令和５年１月１日の住所		
	（連絡先）０９０－〇〇〇〇－××××				
認定証番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無（※）	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）　令和　年　月　日から			
	(無)	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願の場合を除く。）令和 〇年〇月〇日から			

・「有」を〇で囲んだ場合は①～③に、「無」を〇で囲んだ場合は①②に必要事項を記入してください。

①　世帯の状況

区分	氏　　名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	マイナンバー
児童の世帯（同居を全て記載）	**群馬　花子**	本人				
	群馬　太郎	**父**	**H** ◇年◇月◇日生	(男)・女	**みなかみ町役場**	
	群馬　ヤマ	**母**	**H** ◇年◇月◇日生	男・(女)	**無　職**	
	群馬　かわ	**祖母**	**S** ◇年◇月◇日生	男・(女)	**(社)〇〇園**	
	群馬　一郎	**兄**	**H** ◇年◇月◇日生	(男)・女	**〇〇中学校**	
	群馬　二郎	**兄**	**H** ◇年◇月◇日生	(男)・女	**〇〇小学校**	
			年　月　日生	男・女		
			年　月　日生	男・女		
			年　月　日生	男・女		

生活保護の適用の有無	(適用無し)　・　適用有り（　　年　　月　　日保護開始）
家庭の状況	ひとり親世帯　・　障害児(者)のいる世帯（氏名　　）

祖父母の状況（同居等は問わず記入。上記の世帯に記入の場合は、生年月日と住所は省略可。）

		氏　　名	年齢	生年月日	住　　所	就労の有無
父方	祖父	**死亡**				有・無
	祖母	**群馬　かわ**	６５		**（上記）**	(有)・無
母方	祖父	**利根　三朗**	７０	S.◇. ◇.◇	**沼田市〇〇町××**	(有)・無
	祖母	**利根　とね子**	６９	S.◇. ◇.◇	**同上**	有・(無)

（ 裏 ）

② 利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和〇年**4**月**1**日から 令和△年**3**月**31**日まで			
利用を希望する施設（事業者）名		施設（事業者）名	希望理由	事業所番号※
	第１希望	**〇〇〇こども園**	**自宅に近いため**	
	第２希望			
	第３希望			

③ 保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □求職活動 □虐待・ＤＶ □その他（ ）
	具体的な状況	（勤務先、就労時間・日数、疾病の状況など）
	続柄	必要とする理由
		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □求職活動 □虐待・ＤＶ □その他（ ）
	具体的な状況	（勤務先、就労時間・日数、疾病の状況など）

以下は記入しないでください。

＊市町村記載欄

受付年月日	令和 年 月 日

認可の可否	認定番号	認定区分等
可 ・ 否		□１号 □２号 □３号 （□標 □短）
（否とする理由）		
令和 年 月 日認定		
支給（入所）の可否		支給（利用）期間
可 ・ 否		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
（否とする理由）		
□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型		
入所施設（事業者）名		
□認定こども園（□連 □幼（□幼 □保） □保（□保 □幼） □地（□幼 □保）） □幼稚園 □保育所 地域型（□小 □家 □居 □事）		
備 考		

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日

施設（事業者）名	（事業所番号： ）
担当者氏名	
連絡先	
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（令和 年 月 日契約（内定）） ・ 無
備 考	